

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	PAサポートセンター事業実施業務	
発注課	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課	
選定事業者	特定非営利活動法人自立生活センターさっぽろ	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>札幌市パーソナルアシスタンス事業においては、利用者である重度障がい者に対する各種相談や費用請求等に関する支援のほか、制度の普及啓発等を行う支援機関として、「PAサポートセンター」を民間団体に委託して運営している。</p> <p>PAサポートセンター事業実施業務の委託法人は、重度障がい者の特性を踏まえ、重度障がい者が地域で暮らすことの課題等に関する実情を理解したうえで、介助者募集やシフト調整、必要な介助計画の作成等、様々な自立生活支援を行うことから、重度障がい当事者が中心である団体で、重度障がい者特有の自立生活に関する相談支援のノウハウと実績が豊富な者であることが必須の条件である。</p> <p>その点、当該法人は、重度訪問介護事業所のほか、相談支援事業所の指定も受けており、様々な自主事業も含め、重度障がい者に対して、住居探しや住宅改修、介助者確保等、自立生活に必要な様々な支援を提供している。また、原則、実際に地域で暮らす重度障がい当事者が、自らのノウハウも活かし、自立生活プログラムとしてボランティアのコーディネート方法や介助者との私的契約に関する支援を行っており、当事者による豊富な自立生活支援の実績を有している。</p> <p>また、北海道が指定した重度訪問介護従業者養成研修事業者として、当事者及び介助者に対する研修も日常的に実施しており、PAサポートセンターで実施する、当事者及び介助者に対する研修の技術と経験も豊富に有している。</p> <p>さらに、当該法人は、制度開始当初から、PAサポートセンター事業実施業務を受託しており、本業務を誠実に履行しており、相談支援を行うスタッフ自身が原則重度障がい者であることから、介助者、関係機関のほか、利用者からも特に厚い信頼を得ているところであり、支援業務の継続性という点からも、本業務を最も円滑に遂行できると見込まれる。</p> <p>以上のことから、札幌市入札参加資格者ではないが、重度障がい者の自立生活支援や研修技術について、複数人の重度障がい当事者のスタッフがノウハウを有しており、長年の経験実績を兼ね備えている法人は他になく、競争入札に付することが適さない契約であることから、地方自治法第167条の2第1項第2号により特定随意契約といたしたい。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）	
決定日	令和2年3月17日	